

关于在上海市浦东新区试点实施进口非特殊用途化妆品备案管理有关事宜的公告

(2017年第7号)

为贯彻落实《国务院关于在上海市浦东新区暂时调整有关行政法规和国务院文件规定的行政审批等事项的决定》(国发〔2016〕24号)要求,现就在上海市浦东新区试点实施进口非特殊用途化妆品备案管理等有关事宜公告如下:

一、自2017年3月1日起至2018年12月21日,凡从上海市浦东新区口岸进口,且境内责任人注册地在上海浦东新区的首次进口非特殊用途化妆品,由现行审批管理调整为备案管理。进口化妆品生产企业及其境内责任人应当在产品进口前,办理首次进口非特殊用途化妆品备案事宜。

二、首次进口非特殊用途化妆品办理备案通过备案系统实施,在备案系统取得备案凭证后方可开展进口贸易。

三、已按照本公告要求办理首次进口备案的产品,后续需要自上海市浦东新区以外的口岸进口时,应当注销备案产品信息,按照现行《化妆品卫生监督条例》规定,取得化妆品首次进口行政许可批准后方可进口。

四、食品药品监管部门和出入境检验检疫部门应加强协调配合,及时通报产品质量安全信息,会同有关部门共同打击相关违法违规行爲。负责实施备案管理的食品药品监管部门应及时向负责进口检验检疫监督管理的出入境检验检疫部门通报已获得备案企业及产品相关信息,出入境检验检疫部门依此核验备案凭证。

上海市浦东新区における
非特殊用途化粧品輸入の備案管理
試行実施関連事項に関する公告

(2017年第7号)

《国务院:上海市浦东新区における関連行政法規及び国务院文書規定の行政審査批准等の事項の暫時調整に関する決定》(国発[2016]24号)の要求を徹底・実行するため、ここに上海市浦东新区における非特殊用途化粧品輸入に対する備案管理等の試行実施関連事項について以下の通り公告する:

一、2017年3月1日より2018年12月21日まで、上海市浦东新区の港湾から輸入し、且つ国内責任者の登記地が上海市浦东新区である全ての非特殊用途化粧品の初回輸入は、現行の審査批准管理から備案管理に調整する。輸入化粧品の生産企業及びその国内責任者は、製品の輸入前に、非特殊用途化粧品の初回輸入に関する備案事項を手続しなければならない。

二、非特殊用途化粧品の初回輸入に関する備案手続は、備案システムを通じて実施し、備案システムにおいて備案証憑を取得しなければ輸入貿易を行うことはできない。

三、本公告の要求に基づき既に初回輸入備案を行っている製品について、その後上海市浦东新区以外の港湾から輸入する必要がある場合、備案した製品情報を取り消し、現行の《化粧品衛生監督条例》の規定に基づき、化粧品初回輸入の行政許可の批准を取得しなければ輸入することはできない。

四、食品薬品監督管理部門及び出入国検査検疫部門は、協調協力を強化し、適時製品の品質・安全情報を通知し、関連部門と協力して関連法律・規定の違反行爲を共同で取り締まらなければならない。備案管理実施の責を負う食品薬品監督管理部門は、輸入に関する検査検疫監督管理の責を負う出入国検査検疫部門に取得済の備案企業及び製品の関連情報を適時通知しなければならない。出入国検査検疫部門はこれに基づき備案証憑を審査する。

<p>特此公告。</p> <p>食品药品监管总局 质检总局</p> <p>2017年1月10日</p>	<p>特にここに公告する。</p> <p>国家食品药品监督管理总局 国家质量监督检验检疫总局</p> <p>2017年1月10日</p>
---	--